

第 1 2 回 行革推進本部会議

1 . 公共施設の見直しについて

(1) 最終方針の確認 (資料 1 - 1 頁)

- ◆ 昨年度の行革の取り組みとして、町内の各公共施設の見直し方針について、「新上五島町公共施設見直し実施計画(案)」としてとりまとめを行ってきたところ。
- ◆ 実施計画(案)の内容については、昨年 1 1 月の推進本部会議で説明を行った後、地域審議会での説明、パブリックコメントの実施、関係団体との協議を行い、去る 3 月の議会全員協議会で議員に対する説明を行ったところ。
- ◆ 見直し方針については、それぞれの機会を通して様々な意見を頂き、それらの意見を参考として、町としての最終案として取りまとめを終えたところ。
- ◆ 本日は、1 1 月の推進本部会議で説明以後、それぞれの意見を踏まえ、見直し方針の一部変更を行った施設の内容について、本日の会議でお知らせすることをもって「公共施設見直し実施計画」の最終方針を決定し、町ホームページに掲載することと致したい。
- ◆ 実施計画(案)について寄せられた意見は「別紙 1 」(2 頁から 4 頁) のとおりであり、それぞれの意見を受けて、最終的に見直し方針の変更を行った施設を「別紙 2 」(5 頁) にまとめている。

「別紙 1 」及び「別紙 2 」の概要説明

(2) 進捗管理の方法

(実施計画のフォローアップ(進行管理) について (資料 6 頁))

- ◆ 実施計画を策定しても、見直しが進まなければ意味がない。見直しを進めるにあたって、進行管理を行うことで、それぞれの施設の進捗状況や取り組みに対する課題や問題点について、情報を共有しながら、毎年、見直しの効果を点検できる体制を構築したい。

- ◆ 実施計画の策定にあたっては、各課の責任体制を明確にするため、課長の職務目標として、見直し方針に沿って計画的に取り組んで頂くことについてお願いしてきたところ。今回、人事異動等により課長に異動が生じた所属については、今一度見直し方針を確認して頂き、実施計画に沿った取り組みをお願いしたい。
- ◆ ちなみに全体の実施計画（案）については、町ホームページに掲載をしている。パブリックコメント時の見直し方針を掲載しているが、施設毎に課長の職氏名を掲げている。今回の最終方針については、新課長の氏名で掲載することとなるのでご了解頂きたい。
- ◆ 進行管理の方法について、具体的には、見直し施設の担当課において「公共施設見直し進行管理表」（10頁）を作成し、見直しに係る協議の状況・関係者の意見・見直しの結果について、「行財政改革推進本部」に報告することをもって、情報を共有するとともに、全庁的な立場で問題点や課題に関する対策を協議したい。

「進行管理表」（10頁）の説明

- ◆ 7頁～9頁については、「共施設見直しの実施計画」の見直し方針のみを年度別に整理したものであるが、見直し目標年度が21年度になっている施設、あるいは20年度で進捗していない施設については、今後、関係者等の協議について、計画を進めるための取り組みをお願いしたい。なお、その進捗については、10月開催の「行財政改革推進本部」会議において、担当課より状況を報告頂きたいと思っている。
- ◆ 以上が、今後の公共施設の見直しについての取り組みについてのお願いであるが、議会や地域審議会を通して、住民の利用のある施設の廃止や見直しについては、関係者の理解を得ることが求められている。
- ◆ 施設の見直しにあたっては、基本的に実施計画の見直し方針に沿って進めていくことになるが、住民生活に関わりの深い施設が休止や廃止になる場合は、地域住民や利用者など、関係者と十分協議を行いながら見直しを進めてもらいたい。

2. 事務事業・業務見直しの方針について

(1) 事務事業見直しガイドライン(案)

- ◆ これまでの行革の取り組みを通して、それぞれがコスト意識をもって業務改善に向けた各種の取り組みを行っているところ。しかしながら、将来目標として掲げる役場職員の400人体制を達成するためには、今後も続く職員数の削減に見合う役場業務のスリム化が必要である。
- ◆ このため、事務事業・業務見直しに向けた具体的な取り組み事項を、再度、検討し、実践するための方針について、事務事業見直しガイドラインとしてまとめてみたので、その内容について説明したい。

「基本的な考え方」の説明

- ◆ 単に議会や住民に考え方を公表するに留まらず、如何にして職員数の削減に見合う見直しを実践するか、できるかについて、各課が本気で考えることが重要である。

(2) 業務改善の手法について(資料7頁)

業務の外部化の推進

- ◆ 外部化の意味は、現在、役場業務として、直接、職員が対応している各種の事務事業及び業務について、外部委託や指定管理者制度等の活用により、職員の仕事を軽減し、他の業務に振り向けること、又は職員配置の見直し繋げることを想定している。
- ◆ 職員数の削減の過程で、「職員で出来ることは職員で」から「民間にできることは民間へ」と段階的に外部委託等を推進していくことにより役場業務をスリム化することが必要。
- ◆ 対象業務例は、事務局で想定できる範囲の事務事業を例示として掲げているが、各課においては例示の業務について、外部化を進めることが可能であるかどうかの具体的な検討を行って欲しい。また、例示にないものについても外部化できるものがないかどうか広く検討して欲しい。

「具体例」の中からピックアップして説明

- ◆ 委託を考えるうえで、町内に受け手がいないとか、いろいろと問題もあるとは思いますが、まずは検討してより良い方向で1つでも2つでも多くの事業の見直しに取り組んで欲しい。

業務の効率化

- ◆ 今までの行革の取り組みを通して、行革課題として継続的に検討がなれている事務事業を中心として掲げている。各課においては、これまでも検討を重ねていると思われるが、業務の効率化に繋げるため、課題解決に向けて重ねて検討をお願いしたい。
- ◆ 町ホームページのFAQ作成については、電話による住民からの問い合わせを軽減することを目的として、関係課により検討を始めるもので詳細については、次回の行革推進本部で、その取り組み方法やスケジュール等についてご提案する予定である。
- ◆ ここで掲げている事務事業は、直ぐに取り組めるものは少ないのではないと思うが、将来の職員減への対応のためには避けては通れない重要な課題だと思う。また、新たな視点で業務の効率化が期待できる事務がないかどうかも含めて積極的に検討して欲しい。

事務事業の簡素化（統合・縮小・廃止）

- ◆ 検証の過程を通して、廃止又は中止すべき業務はスリム化することによって、簡素で効率的な組織体制の実現につなげるのもで、廃止や縮小ありきではなく、検証の結果、簡素化が可能なもの、行政サービス上、廃止しても支障がないものを洗い出すイメージ。
- ◆ 記載にある基準に沿って簡素化できるものがないかどうかの洗い出しをお願いしたい。

組織の見直し

- ◆ 組織の見直しを行うことでより効率的な業務運営ができないか、意志決定と行動の迅速化に対応できる組織、成果を重視し必要な試みが自立的に行われる組織などの視点で、職員数の減少に対応したより効率的な組織の見直しができないか各課のアイデアを提案願いたい。

(3) 行動計画の策定(資料2頁)

- ◆ 今回の計画は、何より実践することが重要なことから、実施計画ではなく各課が目標に向かって、行動するための目標と位置づけ行動計画としている。
- ◆ 行動計画の期間は、町の行革大綱や財政健全化計画等の期間と併せ、合併後10年目を迎える平成26年度を終期とし、来年度から5年間の計画期間とするが、各取り組みについては、可能な限り早期に取り組むこととし、平成26年度に偏らないよう計画的な見直しをお願いしたい。

「事務事業・業務見直し行動計画」(資料10頁)の説明

(4) 推進体制について(資料11)

- ◆ 本日の会議で了承頂けたら、各課2名程度の推進員を招集し、再度、ガイドラインの説明をし、具体的な検討作業に取りかかって頂く。検討の過程で課長を中心とした行動計画の具体案を策定し、事務局によりヒアリングを実施したいと考えている。
- ◆ 推進スケジュールにあるように、各課からの行動計画を8月までにとりまとめ、行革推進本部会議で報告したい。

(5) 留意事項(資料5頁)

- ◆ 取り組みにあたっての留意事項について、いくつか申し上げる。

「資料5頁」で説明

(6)(参考)職員適正化計画(資料12頁)

- ◆ 今後、見込まれる職員数の削減の推移を示している。昨年度は早期退職者も含め、31名の職員が退職した。今後、5年間の計画期間内に定年退職だけで102名の退職が見込まれ、同時に職員の採用も行っていく予定なので、職員400人体制の達成は、早ければ平成28年度を予定している。
- ◆ 人件費欄については、職員数の削減に伴う財政効果額を概算で示している。基本的には、この財源の一部を活用して、外部化等に係る経費に活用できると考えている。

- ◆ 最後になるが、今回の業務見直しは職員数の削減を行うためのものではなく、間違いなく、年々減る職員数（体制）に見合う役場の業務体制を構築するために行うものである。
- ◆ 職員一人一人がそれぞれの業務の見直しに真剣に向き合い、改善に向けた検討を重ね、実践することが必要。
- ◆ 課長と推進委員が一体となった責任体制のなかで、それぞれの業務の点検を行い、実効性のある具体的な行動計画の策定に努めて欲しい。